

婦人科検診費用補助制度

対象者	被保険者、被扶養配偶者	
補助の対象	乳がん検診(マンモグラフィ、乳房超音波) 子宮がん検診(子宮細胞診、経膈超音波、子宮MRI、HPV(ヒトパピローウイルス)検査)	
補助回数	年度間(4月～翌年3月)に、乳がん検診、子宮がん検診 各々1回 に限る。	
補助限度額	当年度3月31日時点 年齢35歳以上 (人間ドック補助の対象者)	乳がん検診、子宮がん検診 いずれも 上限 各々 5,000円
	当年度3月31日時点 年齢34歳以下 (令和4年4月1日受診から適用)	乳がん検診、子宮がん検診 いずれも 上限 各々 10,000円
受診料の支払	医療機関窓口で、全額支払う。その際、領収書には、受診者名を記名してもらう。 尚、人間ドックのオプション検査として受診した場合、「総合検診(人間ドック)補助制度」を参照して下さい。	
補助申請の手続	『婦人科検診費用補助請求書』に、領収書(原本)と検査結果のコピーを添付の上、健保組合に申請する。 尚、人間ドックのオプション検査として受診した場合、上記申請書による申請に代えて、「人間ドック利用料補助請求書」の補助申請の手続きの通りとする。	
必要添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書(原本) ・必ず個人名(健康保険証の名前)で取得。会社名不可。 ・記載必須項目 ⇒ 受診した乳がん検診・子宮がん検診の項目の、それぞれの明細金額が確認できるもの ・領収書に内訳が無い場合 ⇒ 金額を確認できる検診機関の料金案内等 ・検査結果表のコピー 	
補助申請の期限	<p>受診日から6ヵ月以内(厳守)</p> <p>(注)「健康マイレージ制度」(令和4年4月～)</p> <p>34歳以下の被保険者が「婦人科検診」のポイント付与対象です。 当年度分ポイント付与は、翌年5月末までの当組合受付分です。 補助申請の期限(受診日より6ヵ月以内)とは異なりますのでご注意ください。</p>	

<補助対象外>

・保険診療(健康保険証を提示して3割を自己負担する通常の診療)での受診

・同じ種類の検診を、年度間に2回受診した場合

例)1回目:人間ドックのオプション検査として乳がん検診を受診して補助を受けた。

2回目:別の医療機関で乳がん検診を受診して補助申請をした。

⇒同一の検診については同一年度、2回目の受診になる為、補助不可。

(乳がん検診は補助を受けたが、子宮がん検診の補助は受けていないという場合は、受けてない方の検診補助については申請可能。)

<Q&A>

Q.1 医療機関が「検査結果表」の紙を発行せず、口頭でのみ結果を報告をされました。
費用の補助は受けられませんか？

A.1 具体的な検査項目※がわかる明細書(領収書に内訳があればそれで可)があれば、結果表なしでも補助可能です。

※具体的な検査項目とは

⇒マンモグラフィー、乳房超音波、子宮細胞診、経膈超音波、子宮MRI、HPV検査等

Q.2 自治体からのクーポンや補助金があるのですが、それを使って受診した場合、自己負担した部分は補助対象になりますか？この制度と併用できませんか？

A.2 併用できます。

自治体の補助を受けても、自己負担金が発生している場合は、その金額が補助対象になります。
実際に支払った金額がわかる領収書を提出してください。